

事 務 連 絡
平成25年 7月16日

事業主・担当者 各位

伊藤忠連合企業年金基金
(公 印 省 略)

代行返上後の事務取扱の変更について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年4月1日付の確定給付企業年金基金への移行（代行返上）に伴う事務取扱については3月の担当者事務説明会や当基金のHPでご案内してまいりましたが、中途脱退者（加入期間20年未満で資格喪失された方）における給付金の選択方法に変更がございましたのでご報告致します。また、別件になりますが代行返上後の確定給付企業年金基金ではお支払いいただく掛金の損金算入時期が厚生年金基金のときとは異なりますので、合わせてご案内させていただきます。

給付金選択方法の変更につきましては企業年金連合会との意思疎通が不徹底であったため、ご迷惑をお掛けすることになりましたこと深くお詫び申し上げます。

敬具

記

1. 中途脱退者における給付金選択方法の変更

※↓各帳票はクリック頂くとダウンロードできます

(関連用紙)

[「企業年金基金 中途脱退者 選択書 \(加入期間1ヶ月以上20年未満\)」](#)

[「企業年金基金 中途脱退者 選択書 \(H25.4.1現在に受給権を取得している加入者用\)」](#)

[「脱退一時金受給にあたってのご案内」](#)

[「伊藤忠連合企業年金基金から受けられる年金・一時金」](#)

[「年金支給見込額等の算出依頼について」](#)

2. 掛金の損金算入時期の変更

以上

1. 中途脱退者における給付金選択方法の変更

「加入期間 20 年未満で資格喪失される方（中途脱退者）」における給付金選択の方法が下記の通り変更されております。使用する選択書も変更しておりますので、同封の新様式でのご提出をお願いいたします。

【変更前の内容】

- 第 1 給付（旧加算部分） → 下記①～⑦の中からご選択
- ①脱退一時金として受給
 - ②企業年金連合会への移換
 - ③再就職先の確定給付企業年金への移換
 - ④再就職先の確定拠出年金への移換
 - ⑤個人型確定拠出年金への移換
 - ⑥再就職先の厚生年金基金への移換
 - ⑦現時点では保留し、1 年経過するまでに選択する

- 第 2 給付（旧薄皮部分） → 「脱退一時金として受給」

【変更後の内容】

- 第 1 給付（旧加算部分） → 変更なし

- 第 2 給付（旧薄皮部分） → 第 1 給付とセットで脱退一時金として受け取るか、他の制度へ移換する。（加入期間 2 年未満で第 2 給付のみの権利であっても移換可）

第 2 給付は脱退一時金でのお受け取りしかできなとご案内しておりましたが、第 1 給付とセットで他制度への移換も可能になっております（ただし、第 1 給付と違う選択はできません）。

なお、②企業年金連合会への移換につきましては、移換に伴い事務費（最低 1,100 円～上限 36,100 円）が控除されますので、加入期間が 2 年未満の方（第 2 給付のみの受給）は移換金割れとなり選択することができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

また、代行返上前に基本年金の受給権を取得している方につきましては第 1 給付は脱退一時金のみのご選択となります。（H25.4.1 現在に受給権を取得している加入者用の選択書をご使用願います。）

2. 掛金の損金算入時期の変更

厚生年金基金ではご納付いただく掛金は発生ベースで損金算入していただくことができますので、4月以降にお支払いいただく2月分（4月1日口座振替）及び3月分（5月1日口座振替）掛金も平成24年度分として12ヶ月分（平成24年4月から平成25年3月分）が損金算入できます。しかし、確定給付企業年金ではその年度で実際にご納付いただく掛金のみが損金算入されますので、平成26年3月期決算の場合は平成25年4月分掛金（平成25年6月3日口座振替）～平成26年1月分掛金（平成26年3月3日口座振替）までの10ヶ月分だけが損金算入されることとなります。ただし、これは平成25年度のみ取り扱いで平成26年度以降は平成26年2月分（平成26年4月1日口座振替）～平成27年1月分（平成27年3月2日口座振替）までの12ヶ月分が損金算入されることとなります。（基本通達・法人税法・第3節保険料等・9-3-1及び9-3-2より）。

《参考》

第3節 保険料等

（退職金共済掛金等の損金算入の時期）

9-3-1 法人が支出する令第135条各号《確定給付企業年金等の掛金等の損金算入》に掲げる掛金、保険料、事業主掛金、信託金等又は預入金等の額は、現実に納付（中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約に係る掛金については共済手帳への退職金共済証紙のはり付け）又は払込みをしない場合には、未払金として損金の額に算入することができないことに留意する。（昭45年直審（法）58「4」、昭51年直法2-39「6」、昭55年直法2-15「十三」、平11年課法2-9「十二」、平15年課法2-7「二十四」、平15年課法2-22「九」により改正）

（注）独立行政法人勤労者退職金共済機構の退職金共済契約の場合にも、その契約に係る被共済者には、その法人の役員で部長、支店長、工場長等のような使用人としての職務を有している者が含まれる。

（社会保険料の損金算入の時期）

9-3-2 法人が納付する次に掲げる保険料等の額のうち当該法人が負担すべき部分の金額は、当該保険料等の額の計算の対象となった月の末日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。（昭55年直法2-15「十三」、平15年課法2-22「九」、平16年課法2-14「十」により改正）

（1）健康保険法第155条《保険料》又は厚生年金保険法第81条《保険料》の規定により徴収される保険料

（2）厚生年金保険法第138条《掛金》の規定により徴収される掛金（同条第5項《設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収》又は第6項《解散時の掛金の一括徴収》の規定により徴収される掛金を除く。）又は同法第140条《徴収金》の規定により徴収される徴収金

（注）同法第138条第5項又は第6項の規定により徴収される掛金については、納付義務の確定した日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。